

金利先物等取引参加者及び金利先物等清算参加者の資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

本取引所の取引参加者である株式会社静岡銀行は、2020年9月30日をもって、保有するユーロ円先物取引資格及び円金利スワップ先物取引資格並びに金利先物等清算資格を喪失しました。信認金は、取引参加者規程第51条の2に基づき、2013年4月1日より、同社の取引参加者としての権利及び義務が停止したことから、同年10月2日に同社に返還しました。

2020年9月30日  
株式会社東京金融取引所  
代表取締役社長 木下信行